

別添 3

労 審 発 第 1 0 1 1 号

平 成 3 0 年 8 月 2 7 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 樋 口 美 雄



平成30年8月27日付け厚生労働省発基0827第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成30年8月27日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「働労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針案要綱」について

平成30年8月27日付け厚生労働省発基0827第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、おおむね妥当と考える。